

【質問事項】

令和3年10月8日回答

	質問	回答
1	申請に係る施設等の概要調書(第11号様式)及び施設の所在する建物等の状況調書(第12号様式)における建築・延床・室別面積は、増築部分の面積を記入するか、既存部分との合計面積を記入するかご指示頂きたい。	増築で申請する場合は、増築する部分のものと既存の部分と増築部分を合計したものを提出してください。 第11号様式につきましては、職員配置の部分もありますが、増築部分のみのシートについては、増員する職員等を記入し、増築後のシートに全体の職員配置がわかるように記入してください。その際、シートの右上に「増築部分のみ」と「増築後」と表記してください。 また、増築後のシートは、3歳以上児の記入ができないようになっていますが、斜線を削除し記入してください。
2	認可保育所等設置・運営資金計画(第14号様式)について、ロッカー等の造り付家具及び既存改修に関する費用は、本体工事費として良いかご指示頂きたい。	定員増加にかかる工事の場合は含めてください。整備補助金についても、増加定員分について適用されます。増加定員分を受入れするにあたって、必要不可欠となる備品購入費等が対象となります。
3	整備補助金の特殊付帯工事におけるソーラーの整備について、発電容量等の基準があるかご指示頂きたい。	要綱には特に発電容量等の基準は定められていません。
4	定員を増やすため、共有部分(遊戯室、調理室等)も整備する場合、整備補助金の対象となるか。	基本的に対象となりますが、増築部分と整備区分が異なる場合、それぞれの申請が必要となる場合もあります。また、整備区分によっては、整備から一定年数経過し、使用に堪えない場合に対象となるものもありますので、申請の対象にならない場合もあります。
5	増築の場合の整備補助金の算定方法を教えてください。	「整備後の定員の基準×(工事にかかる定員÷整備後の定員)」となります。したがって、定員60人の施設が新たに10名増やし、70人定員の施設の増築の場合は、 「定員41～70名・標準の本体工事費基準額100,900千円×工事にかかる定員数10名÷整備後の総定員数70名=14,414千円」となります。 ※同敷地内に別棟で整備する場合も同じ考えとなります。

	質問	回答				
6	<p>保育施設等整備補助金の負担割合の考え方について教えてください。</p>	<p>保育施設整備補助金の負担割合は、国2/3、市1/12、事業者1/4の予定となります。定員ごとに「基準額」が設定され、「対象経費の1/2の金額」と「基準額」を比較して少ない方の額が国分の補助額となります。 (例)総事業費120,000千円 対象経費110,000千円、定員19名の小規模保育事業</p> <p>総事業費 120,000 千円、対象経費 110,000 千円、定員 19 名の小規模保育事業</p> <p>対象経費の 2/3 の金額 73,333 千円 > 保育所整備費交付金の本体工事費の基準額 (R2) (定員 20 人以下・標準) 71,400 千円</p> <table border="1" data-bbox="1173 555 2040 651"> <tr> <td>国負担 71,400 千円 64.9%</td> <td>市町村負担 8,925 千円 8.1%</td> <td>事業者負担 (対象経費分) 29,675 千円 27%</td> <td>事業者負担 (対象外経費分) 10,000 千円</td> </tr> </table> <p>対象経費 (110,000 千円)</p> <p>総事業費 (120,000 千円)</p>	国負担 71,400 千円 64.9%	市町村負担 8,925 千円 8.1%	事業者負担 (対象経費分) 29,675 千円 27%	事業者負担 (対象外経費分) 10,000 千円
国負担 71,400 千円 64.9%	市町村負担 8,925 千円 8.1%	事業者負担 (対象経費分) 29,675 千円 27%	事業者負担 (対象外経費分) 10,000 千円			